

一般社団法人全国重症心身障害日中活動支援協議会
運営規程

(目 的)

第1条 この運営規程は、一般社団法人全国重症心身障害日中活動支援協議会（以下「本協議会」という。）が、本協議会定款（以下「定款」という。）第3条に規定する目的を達成するため、第4条に規定する事業を執行する上で必要な事項及び第5条に規定する会員要件について定めることを目的とする。

(会議)

第2条 会議は定款に定める総会、理事会の他、以下に定める会議を開催することができる。

- (1) 専門部会
- (2) 地域協議会

(専門部会)

第3条 会務を系統的に執行する組織として、次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 企画研修部
- (2) 広報部
- (3) 調査研究部
- (4) その他、理事会にて承認された組織

2 部会長は、会長が理事の中から指名する。

3 部会の構成員は、会長又は部会長が選任し、理事会の承認を得る。

(地域協議会)

第4条 地域協議会は、各ブロックにおいて本協議会の目的及び事業を推進すると共に、会員相互の連絡・交流を目的とし、当該ブロックから選出された理事が招集し開催する。

(研修会)

第5条 定款第4条に定める研修会は以下のとおりとする。

- (1) 全国研修会
- (2) ブロック研修会

(全国研修会)

第6条 全国研修会は、定期総会の前後もしくは必要に応じて会長が招集し開催する。

2 全国研修会の企画、立案及び運営は、特別な場合を除き、定款第6条に規定するブロックの輪番制により開催する。

(ブロック研修会)

第7条 ブロック研修会は、原則として年に1回以上、当該ブロック選出理事が招集し開催する。

2 会員が運営する事業所が複数のブロックに所在している場合は、原則として当該事業所が所在しているブロックが行う研修会に参加するものとする。

(会員要件)

第8条 定款第5条に規定する団体は、以下のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 法人として登記されている団体

(2) 法人として登記されている団体に属している場合にあつては、所属法人の意思決定とは別個の責任と判断により、本協議会への決議権を行使できるものと理事会が認めた団体

2 前項2号により、本協議会の正会員になろうとするものは、入会申込時に決議権行使申告書を提出するものとする。